

令和4年度 公立学校教員採用候補者選考試験問題

特別支援教育

1 / 7 枚中

注意1 答はすべて解答用紙の解答欄に記入すること。

注意2 「障がい」の記載について、法令、学習指導要領、学習指導要領解説等からの引用によるものは、「障害」と表記した。

注意3 解答用紙への「障がい」の表記については、「障がい」、「障害」又は「障碍」のいずれを記入してもよい。

第1問題 次の条文は、特別支援学校における「各教科等を合わせた指導」等について規定した法令である。後の問に答えよ。

第130条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第126条から第128条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、 障害者である児童若しくは生徒又は  障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、①各教科、（略）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

問1 この条文が規定されている法令名を答えよ。

問2 、にあてはまる語句をA～Dから選び、記号で答えよ。

A 重度の B 複数の種類の C 発達 D 知的

問3 にあてはまる教科名を答えよ。

問4 下線部①について、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、特に示す場合を除き、全ての生徒が履修しなければならない教科の組み合わせが正しいものをA～Dから選び、記号で答えよ。

A 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭  
B 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語科  
C 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭  
D 生活、国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業・家庭

問5 「各教科等を合わせた指導」は、従前から多くの特別支援学校において「遊びの指導」などの4つの指導の形態で実践されてきた。「遊びの指導」を除いたその他の指導の形態の名称を三つ答えよ。

問6 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）「第2章第1節第2款第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」に追加された「各教科等を合わせた指導」に関する項目である。、にあてはまる語句を答えよ。なお、は、第130条第2項のと同様の教科を示している。

2 個々の児童の実態に即して、教科別の指導を行うほか、必要に応じて各教科、、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行うなど、効果的な指導方法を工夫するものとする。その際、各教科等において育成を目指すを明らかにし、各教科等の内容間のを十分に図るよう配慮するものとする。

問7 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）「第3編第2章第3節3 教育課程の編成における共通的事項」には、「各教科等を合わせた指導」の年間の授業時数は、どのように設定することと定められているか、記せ。

問8 特別支援学校学習指導要領解説「各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月）には、各教科等を合わせた指導の「遊びの指導」について、次のように解説されている。後の問に答えよ。

遊びの指導では、の内容をはじめ、など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されことなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

また、遊びの指導の成果をにつながらるようにすることや、諸活動に向き合う意欲、学習面、生活面の基盤となるよう、計画的な指導を行うことが大切である。

(ア) 児童の意欲的な活動を育めるようにすること。その際、児童が、に遊ぼうとする環境を設定すること。

(イ) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫し、計画的に実施すること。

(ウ) が活発に展開できる遊びや室内での遊びなど児童の興味や関心に合わせて適切に環境を設定すること。

(エ) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定すること。

(オ) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びが経験できるよう配慮し、遊びの楽しさを味わえるようにしていくこと。

(1) ～にあてはまる語句をA～Jから選び、記号で答えよ。

- A 体育科    B 図画工作    C 各教科別の指導    D 音楽科    E 教科等を合わせた指導  
F 主体的    G 生活科    H 身体活動    I 継続的    J ものを扱う活動

(2) 小学部の就学直後をはじめとする低学年に、「遊びの指導」を計画的に位置づけることの効果について、三十五文字以上、四十五文字以内で記せ。

第2問題 次の(1)～(5)は、令和2年5月7日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業中における障害のある児童生徒の家庭学習支援に関する留意事項について」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）にあげられている家庭学習上の留意事項の一部である。(1)～(5)の留意事項として最も適している障害をA～Fから選び、記号で答えよ。ただし、A～Fの単一障害を有する児童生徒を想定して回答すること。

(1) 興味のある事柄に関心が集中し、どのような順序や方法で学習に取り組めばよいかを把握できなくなることがあることを踏まえ、学習の順序や方法を見て分かるように提示する。

(2) 触覚教材や拡大教材、音声教材やICT機器等を活用した教材等を効果的に組み合わせる。

(3) 学習に伴う身体への操作や疲労軽減に必要な姿勢保持椅子等の物品について家庭と相談し、必要に応じて持ち帰ることなどを検討する。

(4) 話すことに困難さがある場合には音読の分量を調整したり音読を黙読に替えたりすることや、言葉の理解に困難さがある場合には児童の分かる言葉に置き換えたり問いかけを分かりやすい表現にしたりすることなど、学習上の困難さに配慮する。

(5) 教科書や教材等の学習用具の整理整頓方法やメモの活用など、集中しやすい学習環境づくりに必要な配慮事項に関する情報提供も合わせて行うよう配慮する。

- A 視覚障害（弱視を含む）    B 言語障害    C 自閉症    D 肢体不自由    E 情緒障害  
F 注意欠陥多動性障害

第3問題 次の文は、令和3年2月に島根県教育委員会が策定した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の一部である。  
後の問に答えよ。

本県が目指す特別支援教育を以下の3本の柱で推進していきます。

- 1  における教育環境の充実  
～①一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～
- 2 ②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築  
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～
- 3 特別支援教育の充実に向けた③教職員の専門性の向上と人材育成・確保  
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

問1  にあてはまる語句を答えよ。

問2 下線部①について、義務教育段階において、通常の学級及び特別支援学校の他に、特別な支援を必要とする児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できる場（指導の方法）を三つ答えよ。ただし、その特別な支援を必要とする児童生徒は、通常の学級又は特別支援学校に籍を置く場合も含むものとする。

問3 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」には、「教育目標の明確化」など、特別支援教育の魅力化で大切にしたいことが四点示されている。「教育目標の明確化」の他に、どのようなことを大切にしたいと示されているか、三点のうち二点を記せ。

問4 下線部②について、次の条文は、児童生徒等のうち視覚障害者等（注）の就学する学校を決定するにあたって、保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴取することを規定した法令である。後の問に答えよ。

注 視覚障害者等：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）で、特別支援学校に就学する対象となる障害の程度の者

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（略）又は第十一条第一項（略）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(1) この条文が規定されている法令名を答えよ。

(2) 児童生徒等のうち視覚障害者等の就学する学校を決定するにあたって、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、次のような指摘がなされた。 にあてはまる語句を答えよ。

市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について  を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

問5 下線部②について、障害のある生徒が生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるように、在学中から生涯学習への意欲を高めることが大切であり、特別支援学校学習指導要領解説「総則等編（高等部）」（平成31年2月）には、次のように解説されている。、 にあてはまる語句を答えよ。

（略）在学中から  における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な  や民間による支援について学ぶなど、卒業においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

問6 下線部③について、教職員の専門性向上を図る方法として外部専門家の活用が考えられる。次の文は、「しほね特別支援教育魅力化ビジョン」において外部専門家の例としてあげられている専門職を説明したものである。この外部専門家の職名を答えよ。

医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、運動を行わせ、及び物理的手段を加えることを業とする者。

第4問題 自立活動の区分「身体の動き」の「姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること」の項目について、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月）には、次のように解説されている。後の問に答えよ。

「（1）姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。」は、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の ア や変形の イ、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを意味している。

姿勢には、臥位、ウ、立位などがあり、あらゆる運動・動作の基礎になっている。姿勢を保持することは、広い意味では動作の一つである。これらの姿勢保持と上肢・下肢の運動・動作を含めて基本動作というが、この基本動作は、姿勢保持、エ、移動、四肢の粗大運動と オ 運動に分けることができる。

問1 ア ～ オ にあてはまる語句を答えよ。

問2 下線部について、筋肉が壊れていくことにより、進行性の筋萎縮と筋力低下が見られるため、筋力の維持を図る適度な運動が必要な遺伝性の疾患の総称を答えよ。

問3 ADHDのため身体を常に動かしている傾向にあり、自分でも気付かない間に座位や立位が崩れてしまう小学部第6学年児童に、自立活動として次の指導内容を設定した。後の問に答えよ。

- 姿勢が崩れやすいという自己の課題を知り、課題への取り組み方を教師と共に考える。
- 姿勢保持のために気をつけることを考え、自ら確認できるように、気をつけることを記したチェックポイントカードを教師と共に作成する。
- 注目する対象が変動しやすいという自己の特性を理解し、チェックポイントカードの注目すべき箇所を色分けする等の工夫をする。

- （1）この指導内容は、自立活動の六つの区分のうち、いくつかの区分に示されている項目を相互に関連付けて設定している。「身体の動き」以外の考えられる区分を二つ答えよ。
- （2）自立活動の指導の結果や学習状況を評価するに当たって、指導目標を設定する段階において留意することを記せ。
- （3）自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、関係機関との連携を図るために作成される計画書は何か、答えよ。

第5問題 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）の一部である。後の問に答えよ。

第2款 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

ア 学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や  ア  の実態等を考慮し、 ア  及び <sup>①</sup>産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの <sup>②</sup>就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、 ア  や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得よう配慮するものとする。

問1  ア  にあてはまる語句を答えよ。

問2 下線部①について、次の文は、平成30年4月2日改正「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」（厚生労働省職業安定局長通知）の一部である。 イ  ～  エ  にあてはまる関係機関の総称をA～Eから選び、記号で答えよ。

2 関係機関等との連携の強化

(1) 地域センター

ア 地域センターとの連携

地域センターは都道府県における職業リハビリテーションの中核機関として、他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者（精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者）に対して積極的に支援を行うとともに、企業に対して、障害者の雇用が可能となる職域の開発や必要となる職場環境の改善、障害特性に応じた対応方法や雇用管理、人的支援の方法等に係る助言等の支援を実施している。

(略)

(2)  イ

ア  イ  との連携

イ  には、生活面を含めて、就職の前後から職場定着まで、同センターが中心となり、関係機関等と連携して、個々の障害者に対して必要な支援をコーディネートする役割が求められている。

(略)

(3)  ウ

ウ  は、利用者に対して、(略) チーム支援を実施する場合は、積極的に関わるとともに、一般雇用への移行を希望する障害者に対して、 ウ  内での作業訓練や職場実習を通じて、一般雇用に必要な知識の習得及び能力の向上を一定期間にわたって計画的に行い、企業に送り出すことや定着支援を行うことが求められており、「福祉」から「雇用」への移行の一層の促進に当たって重要な役割を担っている。

(略)

(4)  エ

エ  は、一般雇用が困難な障害者が雇用契約を締結する就労の場として、製造業、レストラン、農業等、多様な就労の機会を提供している。また、賃金を得るなどにより就労意欲が向上し、一般雇用に移行している障害者も増加しているなど、地域での障害福祉に対する貢献や実績が積み重ねられている。

(略)

- |               |                  |               |
|---------------|------------------|---------------|
| A 就労移行支援事業所   | B 障害者就業・生活支援センター | C 就労継続支援B型事業所 |
| D 就労継続支援A型事業所 | E 就労定着支援事業所      | F 生活介護事業所     |

第6問題 次の文は、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省)の一部である。後の問に答えよ。

①聴覚障害とは、②聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称である。聴覚障害には様々な病態が含まれ得るが、本章では聴覚機能と、③その代表的機能低下である難聴及びその代償手段についての医学的側面を論じる。また、聴覚機能の低下が乳幼児期に生じると、言語発達やコミュニケーション技能上に、また、学習の習得や社会参加に種々の課題を生じる一因となり得る。

問1 下線部①について、次の文は、特別支援学校に就学する対象となる聴覚障害者の障害の程度を規定したものである。

ア～ウ にあてはまる語句または数値を答えよ。

両耳の聴力レベルがおおむね ア デシベル以上のもののうち、 イ 等の使用によつても通常の ウ を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

問2 下線部②について、聴覚機能は、図1に示す聴覚器官を活用している。 エ～キ にあてはまる語句をA～Jから選び、記号で答えよ。

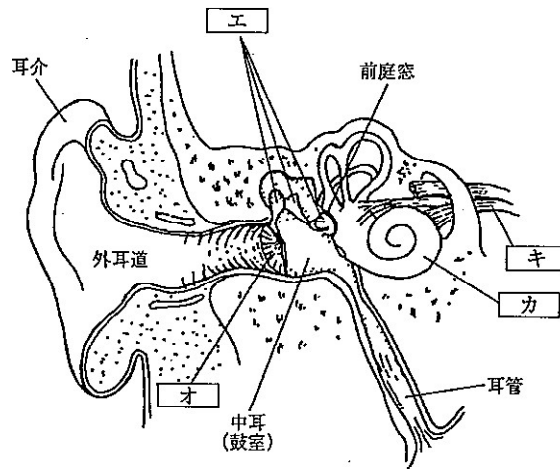


図1

- |      |       |      |       |       |      |
|------|-------|------|-------|-------|------|
| A 前房 | B 毛様体 | C 蝸牛 | D 聴神経 | E 視神経 | F 鼓膜 |
| G 角膜 | H 中心窩 | I 後房 | J 耳小骨 |       |      |

問3 下線部③について、伝音難聴と感音難聴の一般的な聞こえの状態のちがいを記せ。

第7問題 次の(1)～(6)が説明している事柄・用語や人物名を答えよ。

- (1) 松江私立盲啞学校（現島根県立盲学校、現島根県立松江ろう学校）の創設者（1872～1912）。
- (2) 「生活の質」を意味するアルファベット三文字。医療現場では、これを大切にしている治療が行われることがある。
- (3) 21番目の染色体の突然変異によって起こり、「21トリソミー」とも呼ばれる症候群。
- (4) 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に定められた法律。
- (5) 調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する福祉サービス。